

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の決定(〃)
- 土地改良事業の認可(三件)(〃)
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)
- 国土調査の成果の認証(〃)
- 旧慣使用林野整備計画の認可(林務課)
- 保安林の指定(森林保全課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇公安告示 公募型指名競争入札の実施(二件)(農政課)
- ◇公 告 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始(建築課)

## 告 示

鳥取県告示第五百八十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 名 及 び 号 数	発 行 日		
5567	雑誌その他 の刊行物	レ ソ ン ノ ー ト 1996・4	1996・4	雑誌コード 09673-4	株式会社 英和出版社
5568	〃	覚 え た て の 絶 叫		ISBN-06-25 32-BEH-10	Y E L L コーポレーション
5569	〃	B a n n a n ハインズクル ピオオメイト ブックス5月号増刊		雑誌コード 17656-5	株式会社 コアマガジン
5570	〃	N i g h t Walker 1996 6月号		雑 誌 06843-06	株式会社 サン出版
5571	〃	愛 姦 美 女 傑 作 選		SX9606-02	株式会社 キョウカセツカ-
5572	〃	繩 怨 美 女 傑 作 選		SX9606-01	株式会社 キョウカセツカ-
5573	〃	Z e p i n 1996, APR		雑誌コード 14443-4	株式会社 ダイアリス
5574	〃	極 人妻ハラス5月号		雑誌コード 03707-5	株式会社 日 正 堂

5575	〃	GALS COLLECTION コンバットコミック6月増刊号	雑誌コード 13832-6	株式会社 日本出版社
5576	〃	P L U T O 1996・6	雑誌コード 07873-6	株式会社 フロム出版
5577	〃	T H E P - E Y E S 1996・5	雑 誌 04952-05	平和出版 株式会社
5578	〃	快 感 天 国 奪 い 愛	No. 74	北陽出版
5579	〃	注 射 で イ カ セ テ	No. 75	北陽出版
5580	〃	む し や ぶ り 愛	No. 109	北陽出版
5581	〃	T O K Y O ナ ン パ 倶 楽 部 1996 5月号	雑 誌 16673-5	株式会社 ラソ出版
5582	〃	快 感 秘 密 愛 撫	No. 110	不 明
5583	〃	劇 画 コ マ ン ド ー 9月号	雑 誌 13625-9	黒田出版 興文社
5584	〃	漫 画 エ ロ ト ラ づ 1996 9月号	雑 誌 18323-9	株式会社 蒼竜社
5585	〃	漫 画 チ ェ ス ト 1996 9月号	雑誌コード 08329-9	株式会社 蒼竜社
5586	〃	C O M I C ダ ン シ ュ 漫画ダイナマイト9月号増刊	雑誌コード 05980-9/15	辰巴出版 株式会社
5587	録画テープ	媚 肉 獣	B-003	株式会社 T.A.Vホーム社

鳥取県告示第五百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の指名及び住所

- 理事 杉原義人 倉吉市鴨河内二一一〇
- 〃 石賀貞夫 倉吉市福山二四六
- 〃 松本岩雄 倉吉市三江四九二
- 〃 辛本公雄 倉吉市上古川六八三一二四
- 〃 北村兼蔵 倉吉市志津九〇一一八
- 〃 山崎正美 東伯郡関金町大字安歩八四三一一八
- 〃 藤井 収 東伯郡関金町大字松河原一〇六一七九九
- 〃 日野 収 東伯郡関金町大字泰久寺三四八
- 〃 福田敏光 倉吉市小鴨一三二四一一八
- 〃 衣笠朝雄 倉吉市鴨河内二六一六
- 〃 大谷忠正 東伯郡関金町大字堀三二六二一五
- 〃 藤井喜男 東伯郡関金町大字大鳥居一〇六七一三四
- 〃 大田佳孝 東伯郡関金町大字大鳥居一一八三一四
- 〃 山本 衛 倉吉市三江二一〇
- 〃 馬西明德 倉吉市鴨河内一〇五一二

平成八年七月三十一日退任

就任した役員の指名及び住所

- 理事 杉原義人 倉吉市鴨河内二二一〇
  - 〃 石賀貞夫 倉吉市福山二四六
  - 〃 松本岩雄 倉吉市三江四九二
  - 〃 辛本公雄 倉吉市上古川六八三一二四
  - 〃 福田敏光 倉吉市小鴨一三三四一八
  - 〃 北村兼蔵 倉吉市志津九〇一一八
  - 〃 衣笠朝雄 倉吉市鴨河内二六一六
  - 〃 山崎正美 東伯郡関金町大字安歩八四三二一八
  - 〃 大谷忠正 東伯郡関金町大字堀三二六二一五
  - 〃 藤井 収 東伯郡関金町大字松河原一〇六一七九九
  - 〃 藤井喜男 東伯郡関金町大字大鳥居一〇六七一三四
  - 〃 上田芳信 倉吉市小鴨一三五〇一五九
  - 〃 加藤順一 東伯郡関金町大字泰久寺七六八
  - 監事 大田佳孝 東伯郡関金町大字大鳥居一八三二四
  - 〃 馬西明德 倉吉市鴨河内一〇五一二
  - 〃 山本 衛 倉吉市三江二一〇
- 平成八年八月一日就任 任期三年

鳥取県告示第五百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の指名及び住所

- 理事 龜山 登 西伯郡大山町野田二五八
  - 〃 岡田正義 西伯郡大山町中高三四七
  - 〃 金田恵実 西伯郡大山町長田一四五
  - 〃 高虫 栄 西伯郡大山町莊田六四〇
  - 〃 来海定一 西伯郡大山町莊田九二
  - 〃 深田光章 西伯郡大山町妻木六八一
  - 〃 富田 貢 西伯郡大山町妻木四八二
  - 〃 谷野宗悦 西伯郡大山町平田一三四
  - 〃 長谷川 昇 西伯郡大山町保田一〇
  - 〃 種田紀秋 西伯郡大山町安原一四四
  - 〃 諸遊壤司 西伯郡大山町安原一二六
  - 〃 本田皖己 西伯郡大山町富岡四
  - 〃 生田純三 西伯郡淀江町大字淀江九六三
  - 〃 吹野和明 西伯郡淀江町大字淀江九一四
  - 〃 大谷五郎 西伯郡淀江町大字今津三七四
  - 〃 宮本義彦 西伯郡淀江町大字今津二七五
- 平成七年五月二十一日退任

監事 谷野信隆 西伯郡大山町平田九八

〃 汐田 博 西伯郡大山町妻木五三二

平成八年五月二十九日退任

就任した役員の指名及び住所

- 理事 龜山 登 西伯郡大山町野田二五八
- 〃 岡田正義 西伯郡大山町中高三四七
- 〃 金田恵実 西伯郡大山町長田一四五
- 〃 高虫 栄 西伯郡大山町莊田六四〇

- 〃 来海定一 西伯郡大山町莊田九二
  - 〃 深田光章 西伯郡大山町妻木六八一
  - 〃 富田 貢 西伯郡大山町妻木四八二
  - 〃 谷野 豊 西伯郡大山町平田七三
  - 〃 石原貞次 西伯郡大山町保田一〇
  - 〃 種田紀秋 西伯郡大山町安原一四四
  - 〃 諸遊壤司 西伯郡大山町安原一二六
  - 〃 本田皖己 西伯郡大山町富岡四
  - 〃 古川正志 西伯郡淀江町大字今津三二一
  - 〃 王島正昭 西伯郡淀江町大字今津三七九一三
  - 〃 松田治生 西伯郡淀江町大字淀江九五二一
  - 〃 橋井 俊 西伯郡淀江町大字淀江六九〇一五
- 平成七年五月二十二日就任 任期四年
- 監事 汐田 博 西伯郡大山町妻木五三二
- 〃 山根朗義 西伯郡大山町平田九二
- 平成八年五月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業広西地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年八月二十七日

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業計画書の写し
  - 二 縦覧に供する期間
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年八月二十八日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
- 国府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業下曳田地区農業用排水）を平成八年八月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業淀江地区農業用排水）を平成八年八月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用す

る同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農業経営基盤強化支援対策事業小波地区農道整備）を平成八年八月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十三号

日吉津村が行う土地改良事業（集落地域整備事業今吉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年八月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東 伯 町	平成六年度及び平成七年度	東伯町（大字森藤、大字法万、大字光好及び大字下大江の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡東伯町大字森藤、大字法万、大字光好及び大字下大江の各一部	平成八年八月二十七日

鳥取県告示第五百九十五号

江府町長から申請のあった美用地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成八年八月十六日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林の所在場所

- 西伯郡中山町下甲字下山八七九の二、八七九の三、八八〇の一、八八〇の二、八八一、八八一の二、字西下山八八一の六、字西下毛山八七九の一、八八一の一、八八一の四、八八一の五、八八二の一から八八二の三まで、八八三の一、八八三の二、八八四、八八四の一、八八五の一、八九二、八九三、九〇〇の一

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十二月七日 鳥取県指令都計三一二第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市八坂字揚岸

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳一丁目一〇三

鳥取いなば農業協同組合

代表理事組合長 横山 英雄

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年八月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	住所	製造業者名	検定番号	有効期間
	法人にあってはその代表者	岡田 和生	ユニバーサル販売株式会社	640127	平成8年8月27日から3年間
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ダンクシューター2	ユニバーサル販売株式会社	640127	平成8年8月27日から3年間

申請者	氏名又は名称	有限会社銀座			
	住所	愛知県名古屋市長区大幸一丁目10-15			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業社名	検定号	有効期間
	ばちこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	スコール2	有限会社銀座	400485
〃	規則第6条第1号ロ該当機	フタイター2	〃	420174	〃
〃	〃	ビッグフタイター	〃	420448	〃
〃	規則第6条第1号イ該当機	パラレルセゾン	〃	400410	〃

公 告

ふるさと農道緊急整備事業殿地区(上津黒工区) 工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年8月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 ふるさと農道緊急整備事業殿地区(上津黒工区) 工事

(2) 工事場所 八頭郡都家町大字上津黒

(3) 工事内容

ア 本工事は、国道29号線と一般県道麻生国府線を連絡するふるさと農道緊急整備事業殿地区の全体延長3,000メートルのうち、上津黒側の1,438メートル、全幅5メートルの農道を新設する工事である。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路として、上津黒集落の生活道路である町道上津黒線とともに、ほ場内農道及び林業作業道等を利用することとなるので、一般交通及び農林業交通の支障とならないよう、道路清掃、事故防止等に十分注意する必要がある。

ウ 工事箇所周辺は、水源かん養保安林に指定されているため、土砂の流出及び濁水の流出等の防止に十分注意すること。

エ 本工事の盛土の一部は、他工区からの流用を計画しているため、連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるように工程調整を図る必要がある。

(4) 工事概要

道路工事 延長1,438 m 全幅5.0 m 車道幅員4.0 m

(ア) 路床工

切土 54,900 m<sup>3</sup> 盛土 63,500 m<sup>3</sup> 他工事流用土 8,600 m<sup>3</sup>

(イ) 路盤工

上層路盤 (砕石C-30 厚 6cm) 8,000 m<sup>2</sup>

下層路盤 (砕石C-40 厚10cm) 8,000 m<sup>2</sup>

(ウ) 舗装工

表層工 (密粒ギヤツアスファルトコンクリート・ゴム入厚 4cm) 8,000 m<sup>2</sup>

(エ) 付帯工

排水施設 L=3,420 m

擁壁工 (コンクリート擁壁及び補強土壁) A=1,200 m<sup>2</sup> L=250 m

法面保護工 (種子吹付、客種子吹付、モルタル吹付) A=14,500 m<sup>2</sup>

防護施設 (ガードレール) L=1,050 m

<p>(5) 工 期 平成8年9月から平成10年2月まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者</p> <p>技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成8年8月27日（火）から同年9月27日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 平成3年度以降5年間に、幅員5.0メートル以上、切土量10,000立方メートル以上の道路工事と補強土壁の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出资比例で実施した者に限る。</p> <p>(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級又は二級の土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>イ 管理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業管理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p>	<p>ア 交付期間</p> <p>平成8年8月27日（火）から同年9月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>ア 提出期間</p> <p>平成8年8月27日（火）から同年9月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に於て行うこと。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されるときは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
--	---



県立フラワーパーク連絡道（4工区）工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年8月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立フラワーパーク連絡道（4工区）工事
- (2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田及び岸本町小野
- (3) 工事内容

ア 本工事は、主要地方道溝口伯太線と西伯地区広域農道を結ぶ県立フラワーパークへの連絡道路の一部で、岸本町小野の広域農道側から進入する延長220メートル全幅7メートルの道路を新設する工事である。主な工事内容として、急斜面に発泡スチロールを用いた超軽量盛土工を180メートルにわたり施工するものである。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる広域農道は、小野集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう道路清掃、事故防止等に十分注意する必要がある。

ウ 工事施工に当たっては、濁水の流出防止には十分注意するとともに、隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。

(4) 工事概要

- 道路工事 延長220 m 全幅7 m
- 切土 5,300 m<sup>3</sup> 路床盛土（購入土）1,700 m<sup>3</sup> 路体盛土 4,800 m<sup>3</sup>
- 超軽量盛土（発泡スチロール）2,100 m<sup>3</sup> [延長180 m、盛高1.0 m～8.5 m]
- H鋼支柱 [H350mm×350mm×19mm×12mm] 207 トン
- 下層路盤工（砕石 t=15cm）1,800 m<sup>2</sup> 側溝（U300型）187 m 管暗渠（Φ700）40 m
- 地下排水（Φ150 砕石巻）169 m ガードレール（構造物用）180 m

(5) 工 期 平成8年9月から平成10年3月まで

2 技術資料の提出を求める対象者

技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格があると認定を受けた者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。

(4) 平成8年8月27日（火）から同年9月27日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名の停止措置を受けていないこと。

(5) 平成3年度以降5年間に、道路工事又は造成工事で、補強土壁を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一般又は二級の土木施行管理技士の資格を有する者

イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者

(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。

3 技術資料の作成及び提出

技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

<p>平成8年8月27日(火)から同年9月4日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>フ 提出期間 平成8年8月27日(火)から同年9月4日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話番号0857-26-7331)に対して行うこと。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>	<p>公募型プロポーザル方式により建設コンサルタントを特定するので、次のとおり公告する。</p> <p>平成8年8月27日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 業務の内容</p> <p>(1) 業務名 県立武道館(仮称)新築工事の基本設計業務</p> <p>(2) 業務の内容 設計業務のうち基本設計(建築設備及び外構を含む。)</p> <p>(3) 履行期間 契約日の翌日から平成9年3月15日(土)まで</p> <p>2 参加資格、選定基準及び評価基準</p> <p>(1) 参加表明書の提出者に要求される資格 参加表明書の提出の対象となる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。 なお、共同企業体を組む場合にあつては、共同企業体でウの条件を満たし、すべての構成員がア、イ及びオの条件を満たし、かつ、均等割の10分の6以上の出資比率を有することとともに、エの条件を満たす者を構成員に含むこととする。</p> <p>ア 知事が定める平成8年度建設コンサルタント業務の指名競争入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。</p> <p>イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づき一級建築士事務所に登録を行っていること。</p> <p>ウ 平成8年8月27日(火)現在で5名以上の一級建築士を専属で有している者であること。</p> <p>エ 平成3年度以降に鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が5,000平方メートル以上の建物の建築設計(新築又は増築に係るもの)に限</p>
---	---

<p>る。)実績を有すること。 ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。 平成8年8月27日(火)から同年9月6日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>カ 当該業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。</p> <p>(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準</p> <p>ア 主要業務・類似業務に係る実績</p> <p>イ 専門分野別技術職員の状況</p> <p>ウ 担当予定技術者の資格、経験及び業務実績</p> <p>エ 業務の実施体制</p> <p>(3) 技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>ア 会社の業務経歴</p> <p>イ 主要業務・類似業務に係る実績及び専門分野別技術職員の状況</p> <p>ウ 技術職員の経験及び能力</p> <p>エ 担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況</p> <p>ウ 業務実施方針及び手法</p> <p>提案への理解度、実施方針・設計上の配慮事項の妥当性、提案の的確性・創造性・現実性並びに工程計画及び動員計画の妥当性</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部局 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階 鳥取県土木部建築課 電話番号 0857-26-7394</p> <p>(2) 参加表明書・技術提案書説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間</p>	<p>平成8年8月27日(火)から同年9月6日(金)までの日(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 3(1)に同じ</p> <p>(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間</p> <p>ア 提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、参加表明書・技術提案書説明書に基づき参加表明書を作成し持参すること。</p> <p>イ 提出場所 3(1)に同じ</p> <p>ウ 提出期間 3(2)アに同じ</p> <p>(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間</p> <p>ア 提出方法 技術提案書の提出要請を受けた者は、参加表明書・技術提案書説明書に基づき技術提案書を作成し持参すること。</p> <p>イ 提出場所 3(1)に同じ</p> <p>ウ 提出期間 平成8年9月17日(火)から同月27日(金)までの日(ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p> <p>4 契約の締結 3(3)により参加の表明を行った者の中から、2(2)により技術提案書を提出できる者を5者選定し、3(4)により提出された技術提案書の中から2(3)により最も優れたものを特定し、当該技術提案書を提出した者と契約の交渉を行う。</p> <p>5 その他</p>
--	--

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書は、これを作成することを要する。
- (3) 関連情報を入力するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (4) 参加表明書提出期限から4日より契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けた者、又はその者を構成員に含む共同企業体とは契約を行わない。
- (5) 詳細は参加表明書・技術提案書説明書による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元(送料を含む)】